

# 社会福祉法人 堤福祉会

## 【役員等の報酬（給与）並びに旅費等に関する規程】

### 《経営施設》

つ	つ	み	こ	ど	も	園
特	別	養	護	老	人	ホー
ム	三	陸	園			
在	宅	複	合	型	施	設
ゆ	ー	ら	っ	ぷ		
特	別	養	護	老	人	ホー
ム	ら	ふ	た	あ	ヒ	ル
ズ						

平成 30 年 4 月 1 日

## 役員等の報酬並びに旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人堤福社会（以下「法人」という。）の、理事及び監事、評議員（以下「役員等」という。）、その他法人が設置する委員会等の委員（以下「委員」という。）の報酬並びに旅費等に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 役員等が、施設経営の業務、職員の指導等、現場に直結した職務のために、常勤職員の年間所定労働時間数の3分の2以上の時間を従事することが必要となった場合には、報酬を支払うものとする。

2 役員報酬は役員に適用し、旅費等については、役員等、委員に適用する。

(役員報酬)

第3条 役員等報酬額は、堤福社会が経営する施設の管理者に関する規程の別表1（管理者俸給表）を準用し、評議員会において決定し支給するものとする。但し、賞与は支給しないものとする。

(旅費)

第4条 法人の業務のために、会議等に出席する役員及び委員に、別表2によりこれを支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第5条 役員報酬は、歴月計算とし、職員給与支給時に指定口座に支給する。

2 税金・社会保険料及び控除することについて、本人から申し出のあった立替金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

(長欠役員報酬)

第6条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合の報酬は、その任期が満了するま

では、原則として減額しない。

(疑義の決定)

第7条 本規定に定めのない事項については、評議員会において別に定める。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の同意を得て改正する。

附則 この規定は平成14年4月1日より実施する。

この規定は平成17年10月1日より実施する。

この規定は平成19年4月1日より実施する。

この規定は平成20年4月1日より実施する。

この規定は平成20年6月1日より実施する。

この規定は平成29年4月1日より実施する。